

川崎市立 小田小学校PTA規約

(令和七年 一月 七日 改正)

川崎市立小田小学校PTA規約（令和七年 一月七日 改正）

第一章 総則

- 第一条 名称
本会は、川崎市立小田小学校PTAとする。
- 第二条 所在地
本会の事務所を川崎市立小田小学校に置く。
- 第三条 目的
本会は、保護者ならびに教職員が協力して、家庭、学校、社会における児童の教育及び福祉の増進を図ると共に、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第二章 方針

- 第四条 活動
本会は、前条の目的を達成するために、つぎの活動をする。
 - 一、 よい保護者、教師となるように努める。
 - 二、 学校及び家庭の連絡を緊密にする。
 - 三、 児童の生活環境をよくし、教育効果の向上を図る。
 - 四、 公共費を充実することに努める。
 - 五、 その他の目的に必要な事項。
- 第五条 特性
本会は、児童福祉のため活動する他の社会団体及び諸機関と協力し、その運営に関しては他の干渉を受けない。

第三章 会員

- 第六条 資格
本会は、次の会員で組織する。
 - 一、 本会に在籍する児童の保護者、または、これに代わる者。
 - 二、 本校の教職員。
- 第七条 入会および退会
 - 一、 本校PTAは自由参加であり、加入して活動へ参加・加入するが活動は不参加・加入しない、それぞれの意思は当該年度ごとに本校在籍児童の保護者自身が加入届（活動への参加不参加は選択可能）・非加入届を提出することで表示することができる。
 - 二、 年度途中での退会、入会は原則不可とする（転入・転出を除く）。
 - 三、 入会した会員は会費を年度ごとに定められた期日に当該年度分を支払う。
 - 四、 年度途中での転入による会費発生に関しては当該年度のみ免除とする。
 - 五、 年度途中での転出による退会であっても会費の返金は行わない。
 - 六、 非加入届を提出し、受理された退会者の有効期限は当該年度のみとする。

第八条 構成

本会に次の役員を置く。

第四章 役員

- 一、 会長 一名 保護者
 - 二、 副会長 若干名 保護者
 - 三、 会計 二名 保護者
 - 四、 書記 三名 保護者、教職員
 - 五、 会計監査 二名 保護者
- 役員の内任は、一ヶ年とするが、会長は原則として二年とする。ただし再選は妨げない。
- 役員の内任は、次のとおりである。
- 第九條 任務
- 一、 会長は本会を代表し会務を総括する。
 - 二、 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは代理を務める。
 - 三、 会計は、予算に基づいて会計事務を処理し、会計監査の承認を経て、総会において決算報告をする。
 - 四、 書記は、諸会合の通知、諸議事録、文書の処理保管に当たる。
 - 五、 会計監査は、年度の会計を監査する。

第十條 会議の名称

本会に、次の機関を置く。

第五章 機関

第十一條 総会

総会は、全員をもって構成し、本会の最高決議機関である。

- 一、 総会
 - 二、 役員会
 - 三、 実行委員会
- 一、 総会は、定期総会（年二回）及び臨時総会とする。
 - 二、 定期総会は、次のとおりで開催する。
 - 二月総会は、次年度役員選出。
 - 四月総会は、前年度決算、新年度予算と事業計画の承認。
 - 三、 臨時総会は、会長が必要と認めた場合召集する。
 - 四、 総会の決議は、出席者の多数決で決める。

第十二條 役員会

役員会の構成は次のとおりとする。

- 一、 役員会は、三役（会長、副会長、会計、書記、会計監査）、校長、教頭、教務主任をもって構成する。
- 二、 役員会は、必要に応じ会長が召集する。

第十三條 実行委員会

実行委員会の構成と任務

- 一、 構成 三役、校長、教頭、教務主任をもって構成する。
- 二、 任務

- イ、 事業計画案を審議検討する。

- ロ、 総会に提出する議案ならびに報告書を審議作成する。

- ハ、 総会において委任された決議事項を処理する。

- ニ、 その他必要事項。

- 三、 開催 本会は、適宜開催することを原則とし、会長が召集する。

- 四、 決議 出席者の多数決による。

第六章 経理

第十四条 経費 本会の経費は、会費、寄付金等によってまかなわれる。

第十五条 会費 本会の会費は、総会の承認を得て金額を決定する。

第十六条 予算 本会の経理は、総会において、決議された予算に基づいて行われる。

第十七条 決算 決算は、会計監査を経て総会の承認を得る。

第十八条 会計年度 本会の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日とする。

附則

第十九条 改正 本会の規約は、総会において出席者の多数決により、改正することができる。

第二十条 実施 本規約は、昭和三十年四月十六日より実施する。

昭和三十九年 四月二十四日 改正実施

昭和四十二年 四月 一日 一部改正

昭和四十七年 四月二十八日 一部改正

昭和四十八年 三月 十四日 一部改正

昭和五十一年 三月 十二日 一部改正

平成元年 三月 六日 一部改正

平成十三年 三月 八日 一部改正

平成十四年 五月 十日 一部改正

平成二十年 五月 十二日 一部改正

平成二十一年 五月 八日 一部改正

平成二十二年 五月 八日 一部改正

平成二十三年 三月 四日 一部改正

平成二十九年 三月 三日 一部改正

令和五年	五月	十五日	一部改正
令和六年	四月	一日	一部改正
令和七年	一月	七日	一部改正